

山口市日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この山口市日中一時支援事業（以下「事業」という。）は、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介助している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は山口市とする。ただし、適切な事業運営を行うことができると認められる社会福祉法人等（以下「サービス提供事業者」という。）に、この事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

(事業内容)

第3条 この事業は、日中において障がい者等に活動の場を確保し、見守り等の必要な介護を行うものとする。

(サービス提供事業者)

第4条 福祉事務所長（山口市福祉事務所設置条例（平成17年山口市条例第91号）により設置された山口市福祉事務所の長をいう。以下同じ。）は、利用者に対して適切なサービスが提供できる事業者を指定するものとする。

2 事業を実施できる事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、都道府県知事から指定療養介護事業所、指定生活介護事業所、指定短期入所事業所、指定自立訓練事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援事業所のいずれかの指定を受けた者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、都道府県知事から指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所のいずれかの指定を受けた者

(3) 別に定める日中一時支援事業の人員、設備及び運営に関する基準を満たす者

3 第1項の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、あらかじめ山口市地域生活支援事業指定申請書（様式第1号）を福祉事務所長に提出しなければならない。

4 福祉事務所長は、前項の申請書を受理したときは、事業者の要件、障がい者等の自立支援に関する実績及び事業実施能力並びに運営内容等を十分審査して、指定の適否を決定するものとする。

5 福祉事務所長は、前項の指定の適否を決定したときは、山口市地域生活支援事業指定決定通知書（様式第2号）により指定申請者に通知するものとする。

6 指定事業者は、所在地等の変更もしくは事業を廃止しようとするときは、あらかじめ山口市地域生活支援事業変更・（廃止）届（様式第3号）を福祉事務所長に届け出なければ

ばならない。

(対象者)

第5条 この事業の対象者は、市内に居住地を有する障がい者等であつて、次の各号のいずれかに該当し、福祉事務所長が必要と認めた者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者もしくは障害者総合支援法第54条の規定による自立支援医療受給者証（障害者総合支援法施行令第1条の2第3号の規定による医療に限る。）の交付を受けている等により精神障がい者であると認められる者
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者
- (5) 医師の診断書等により、障がいがあると認められる児童

(申請)

第6条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、山口市地域生活支援事業利用申請書（様式第4号）を福祉事務所長に提出するものとする。

(決定)

第7条 福祉事務所長は、前条に規定する申請を受理したときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定し、山口市地域生活支援事業利用決定通知書（様式第5号。以下「利用決定通知書」という。）により申請者へ通知するものとする。

2 この事業の支給量は、原則として1ヶ月当たり7日分までとする。ただし、福祉事務所長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(有効期間等)

第8条 前条の規定による利用決定の有効期間は決定の日より1年以内とし、有効期限は有効期間終了月の月末までとする。

(利用の取消し)

第9条 福祉事務所長は、利用決定がなされた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消し、山口市地域生活支援事業利用取消通知書（様式第6号）により利用者へ通知することができる。

- (1) この事業の対象者ではなくなった場合。
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合。

(3) その他福祉事務所長が利用を不相当と認めた場合。

(利用決定通知書の再交付)

第10条 利用者は、汚損、紛失又はその他の理由により利用決定通知書の再交付を申請しようとするときは、山口市地域生活支援事業利用決定通知書再交付申請書（様式第7号）を福祉事務所長に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、利用決定期間内において、利用決定通知書の再交付の申請があったときは、利用決定通知書を再交付する。

(利用方法)

第11条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、利用決定通知書をサービス提供事業者に提示し、依頼するものとする。

(利用者負担)

第12条 利用者は、別表に掲げるサービス提供単価の1割の額をサービス提供事業者を支払うものとする。ただし、利用者の属する世帯（利用者が障がい児の場合は世帯全体、障がい者の場合は本人及び配偶者）が住民税課税世帯以外の世帯の者についてはこれを免除する。また、児童対象外施設児童加算については利用者負担を要しないものとする。

(委託料)

第13条 サービス提供事業者への委託料は、別表に掲げるサービス提供単価から前条に規定する利用者負担金を控除した金額とする。

2 サービス提供事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに、市長に対し、当該月の委託料を請求するものとする。

3 総合支援学校等において、教育の一環として行われる実習については、委託料を算定できないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 山口市阿東地域日中一時支援事業実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行し、改正後の第5条(4)の規定は、平成27年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。